

閱覽用

令和2年11月20日

第11回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月20日(金) 午後1時57分から午後3時01分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

### 農業委員

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
<del>7番 根本 信康</del>	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
<del>10番 馬場 利正</del>	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

### 農地利用最適化推進委員

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
<del>38番 伊藤 金志</del>		

#### 4 欠席委員

##### 農業委員

7番 根本 信康 委員、10番 馬場 利正 委員

##### 農地利用最適化推進委員

38番 伊藤 金志 委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第80号 現況確認証明申請について

第4 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第82号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第8 議案第85号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第86号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第10 議案第87号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に  
対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第11回二本松市農業委員会を  
開会します。

（宣告 午後1時57分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名、推進委員19名中、18名で定足  
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、7番根本信康委員、10番馬場利正委員、38番伊藤金志委員から、  
欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則  
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ  
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、3番武藤善朗委員、4番佐藤勝則委員の  
両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、議案第80号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第80号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和2年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか3筆、登記地目・田及び畑、  
現況地目・原野、面積・5,841㎡、非農地の事由・平成18年頃から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

次に、番号2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地

目・原野、面積・1,997㎡、非農地の事由・15年ほど前から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号3、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・578㎡、非農地の事由・平成15年頃から耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第80号の1、2、3番について調査結果を報告いたします。

11月2日、遠藤伝栄委員と安齋喜八委員と私と事務局から2名、5名で現地確認してまいりました。1、2、3とも原野ということで確認してまいりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第80号、番号1から番号3について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第80号、番号1から番号3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第81号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書5ページをご覧ください。

議案第81号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年11月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書5ページから6ページにかけてをご覧ください。

番号2と番号3および番号4と番号5につきましては、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

次に、番号6から番号7につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであり

ます。

次に、番号8から番号9につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番松本です。議案81号番号1について調査内容の報告をいたします。

11月19日午後1時半より現地にて、譲渡人の■■■■さんから私と遊佐幸吉推進委員で現地調査を行いました。また、譲受人の■■■■さんからは電話にて内容に間違いのないとの報告を受けました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

26番（安齋浩一）委員 議案第81号2番および3番について調査内容を報告いたします。

11月13日、■■■さんと■■■さんに直接電話にて、申請内容に間違いのないとの確認をいたしまして、翌11月14日午前9時より齋藤弘美委員とともに現地調査を行いました。調査の結果、事務局説明どおり特に問題がないため許



可適当と考えます。ご審議の程よろしく願います。

35番（遊佐一夫）委員 第81号の4番、5番について調査結果を申し上げます。

この土地は、基盤整備の交換分合で間違って登記されていたものを、元に戻すということで、お互いに交換で登記を直すとのことでありました。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく願います。

2番（野地さよ子）委員 2番野地です。議案第81号の6について調査結果を報告いたします。

15日3時より、[ ]さんと[ ]さんと現地にて調査しました。[ ]さんは電話で確認いたしました。事務局説明のとおり許可適当と思います。皆様のご審議よろしく願います。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第81号の7番について調査結果を説明いたします。

11月15日、遠藤伝栄さんと私と[ ]さん、[ ]さんと現地にて説明確認をいたしました。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

36番（渡邊 久）委員 36番渡邊です。議案第81号8番および9番について調査結果を発表させていただきます。

去る11月14日、中山博之委員ともに、[ ]さんと現地にて聞き取り調査を行いました。[ ]さんは現在、[ ]に住んでいらっしゃいます、

お子さんの関係上、10年以上行っていまして、本人は今、施設に入っている  
っしゃいます。奥様は元気なんです、こちらで今すぐ営農するつもりはない  
ということで、親戚関係にある■■■さんが一括して土地を管理しておりまして、  
今回、登記したいということで申請したところであります。

また、番号9番に関しましては実質、土地の交換ということで、それは実施  
されておりまして、たまたまその土地が原野でありまして今回畑に転換をしま  
して今回の申請になったということであります。何ら問題ないと思いますが、  
皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第81号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛  
成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第81号、番号1から番号  
9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第82号「農地法第4条第1

項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 8 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、農作業を行うにあたり、農機具置場や作業場等が必要となったため、  
申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は  
小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第 2 種農地と判断され  
るものであります。

番号 2、事後申請となります。50 年以上前から使用していた自宅への道路  
が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありませ  
ん。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当し  
ますので、第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5 番（松本 太）委員 議案 8 2 号番号 1 について調査内容の報告をいたし

ます。

11月18日午前9時30分より、現地にて申請人の■■■■さんの奥さんであります■■■■さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

2番（野地さよ子）委員 議案第82号の2について調査報告いたします。

14日8時より■■■■さん、推進委員の佐藤孝さんの3人で道路を確認いたしました。事務局説明のとおりです。顛末書も出されております。やむなしと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第82号、番号1、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第82号、番号1、番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第83号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号8については、[REDACTED]委員が議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第83号、番号8を審議することとしますので、[REDACTED]

[REDACTED]委員の退席を求めます。

（[REDACTED]委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 議案第83号、番号8について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第83号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号8、事後申請となります。昭和58年に建築した物置、平成4年に増設した住宅、平成6年より利用していた駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第

2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、議案第83号、番号8について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

29番（遠藤伝栄）委員 議案83号番号8について調査内容をご報告いたします。

8月20日の委員会でも審議していただきましたが、譲渡人の■■■さんにつきましては、譲受人の■■■さんが姉であるということをごさいます、11月14日、■■■さんに電話で確認しまして申請内容に間違いはないということで、顛末書も付いていたということで許可していただきたいということでございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、議案第83号、番号8についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第83号、番号8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第83号、番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長(奥平貢市)会長 次に、議案第83号、番号1から番号12のうち、番号8を除く11件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

番号1、今後の生活設計を考え、自宅脇の申請地に義母のための住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。平成26年頃から使用していた駐車場および平成30年から使用していた事務所等が違反転用状態であることが判明したた

め申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものがあります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、一時転用となります。国交省発注の堤防整備工事受注に伴い、工事現場への進入路及び資材置場が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、譲受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、譲受人は実家及び集合住宅に住んでいますが、実家の老朽化に伴い、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施



行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号7、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込まれることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号9、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込まれることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号10、一時転用となります。県発注の災害復旧工事受注に伴い、露天駐車場および資材置場が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号11、一時転用となります。風況観測にあたり、既存の設備だけでなくさらに高度な測定を行う必要があるため、申請地に風況観測機器および送電線の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号12、隣接する畜舎への進入路および駐車場等が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案83号番号1について調査内容の報告をいたします。

11月18日午後6時45分より、現地にて譲受人の[ ]さんから私と遊佐幸吉推進委員で現地調査を行いました。また、譲渡人の[ ]さんから電話にて申請内容に間違いのないとの報告を受けました。また、調査時間が都合により遅くなってしまいましたので、現地では灯りを灯し確認を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

14番(菅野一紀)委員 14番菅野です。議案第83号番号2について調査内容を報告します。

11月16日午前9時より、推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人の■■■■さんの息子さんである■■■■さんと聞き取り調査を行いました。また、譲受人の■■■■さんには出張中とのことで、15日の夜、電話にて確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。周辺農地への影響もなく、場所も宅地化が進んでいるところであり、排水もすぐ前の既存の排水路に接続することより、特に問題なく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

続いて、議案第83号番号3について調査内容を報告します。11月16日午前9時30分より推進委員の大石忠雄さんとともに貸付人・■■■■さんおよび借受人・■■■■さん、2人は親子関係でありまして現地にて調査等を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。隣接地の耕作に支障および影響はないものと思われ、また顛末書も出ております。8月20日の議案第62号の二本松農業振興地域整備計画の変更除外の案件が出されておりました。皆様の温情あるご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

6番(齋藤弘美)委員 議案第83号番号4について調査内容をご報告いたします。

11月13日に貸付人の■■■■さんおよび■■■■さん、借受人の■■■■の担当者から内容を聞き取り、11月14日に推進委員の安齋浩一さんとともに現地



の野地太郎さんと私と貸付人の■■■■さんと連絡を取り合いまして、現地にて説明、計画内容を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりで、問題はないと判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

8番（安齋喜八）委員 議案第83号の9番についてご説明申し上げます。

本日、午前9時より現地にて、■■■■さん兩人と、工事をする■■■■と  
いう会社、3者と現地にて確認してきました。特に問題はないんですが、その■■■■  
ですが、■■■■さんがオーナーなんです。まあ、代理で来たんです。  
現地は特に問題はありませんが、地目が畑なんです。違反転用かどうか分かり  
ませんが、残土を捨てて道路と平らになっているんです。現地は。そ  
ういう現状ですが、排水とかそういう問題はございません。農地法上は、あま  
り耕作もしていない場所なので問題はないんじゃないかなと思います。出力的  
にも48キロと非常に少ないんですが、特に個人的には問題ないと思いますの  
で、皆様のご審議よろしく願います。

12番（中山博之）委員 議案83号の10番と11番につきまして調査の  
内容を説明したいと思います。

まず、10番ですけれども、11月14日、私と農地利用最適化推進委員の  
渡邊さん、あと■■■■さん、あと■■■■さんは、旦那さんに来てもらいま  
して現地を説明してもらいました。また、■■■■さんには電話で夜だったも  
のですから、電話で後から確認して、間違いのない、早く処理してもらいたいと

いう話をしていただきましたけども、その中で何ら現在も耕作、稲刈りも終わって、耕作が終わったところでして、あと、片方は畑にして実際使われていないということで何ら問題ないと思っております。

あと、11番につきましては、[ ]地区の草地で、[ ]さんの所は前に一回出ていたと思いますけれども、風量発電をやるということで、そのための確認調査をしたいということで、今度は違う場所を観測したいんだということで、電話番号[ ]は前の農業委員をやっておりました[ ]さんの電話番号でありまして、[ ]さんが代理で案内するからと。残念ながら[ ]さんが大変腰を悪くして歩くことがままならないということなので、内容分かっていきますのでよろしくお願ひしますと言っておりました。また、[ ]の代表の[ ]の[ ]さんの奥様に話を伺いましたら、間違いないのでよろしくお願ひしますという話をしておりました。現在は草地として使われていますが、少ない面積でもあり、私としては何ら問題ないと思っておりますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

25番(菅野正寿)委員 議案第83号番号12について調査内容をご報告いたします。

去る11月15日午後1時半より武藤一夫農業委員と共に現地におきまして、譲渡人の[ ]さんの娘さんの夫の[ ]さん、さらに同じく譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]の[ ]さんに立ち会っていただきました。[ ]の[ ]さんは、福島震災の被害で、避難を余儀なくされ、[ ]に住みながらいくつ

かの牧場を経営しておるところです。今回の水田におきましては5年以上耕作されておらず、荒廃しているところに進入路等をつくるということで、許可適当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員　　9番のことなんですけれども、安齋委員が事前着工らしいというようなことを、この場で言ってしまって、まずいんじゃないかなと思うんですが、事務局との協議とかそういうことが全然なかったのか、また、それでも許可適当にしたほうがいいのかどうか、そのへんを伺いたいと思います。

事務局　　9番の案件についてですが、事前着工ではないかというお話があった件につきましては、今回の案件に関しての事前着工ということではなく、あそこは、道路の向かい側が土取り場になっておりまして、すぐそばには原野の地目のものがあるんですが、そちらで作業した際に出た土が流れ込んでしまったのか、その境を確認にしないでその土まで盛ってしまったのか、隣の畑とは段差がある形になっておりまして、その時点での違反はあったのかもしれませんが、あくまで今回の転用申請に関しての事前着工ではないのではないかと判断で、今回の転用に関しては、違反とまでは見なかったところであります。

あとは、事務局との事前相談ということになりますが、今回、初めて聞いたところでしたので、事前の相談等は無かったかたちでした。

16番（三浦喜周）委員　確認はしてなかったということによろしいんですね。安齋委員も事務局も内容を確認してないということによいんですね。

事務局　現地は事前に私共で確認しておりまして、場所は見てきたところでありました。

事務局長　私も現地に行きまして確認してきたんですけども、今、事務局の長谷川の方から説明をいたしましたように、今回の事業者が、あそこに土をあらかじめ入れたというようなことではないだろうと、何らかの事情であその所にどなたかが入れたという形跡はありますが、今回の事業者がやったということではないのではないかと、そういうことからするとやむを得ないのではないかという判断でございます。以上です。

16番（三浦喜周）委員　それでは、やむを得ないと判断します。

議長（奥平貢市）会長　それでは、議案第83号、番号1から番号12のうち、番号8を除く11件について採決いたします。

議案第83号、番号1から番号12のうち、番号8を除く11件について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第83号、番号1から番号12のうち、番号8を除く11件については、原案のとおり許可することに決



定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和2年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初許可年月日・令和元年11月25日付け二本松市指令農委第229号、変更理由・転用許可期間内での風況観測状況が悪く、より正確なデータを収集する必要があるため、一時転用期間を1年間延長します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（武藤善朗）委員 議案第84号番号1について調査内容をご報告いたします。

11月19日、佐藤推進委員とともに貸付人の[ ]さん、借受人の[ ]

■■■■の担当の■■■さんの4名で、現地にて調査を行いました。内容については事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題なく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第84号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第84号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第85号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第85号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に

ついて（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、11月30日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書30ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区14筆22,191㎡の計画内容でございます。なお、新規設定は議案書18ページの番号4番の1件となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から4の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第85号、番号1から番号4について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第85号、番号1から番号4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第86号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。本議案については、XXXXXXXXXXが議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り扱いといたします。

よって、XXXXXXXXXXの退席を求めます。

（XXXXXXXXXX 退席）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第86号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、11月30日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書30ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区62筆62, 844㎡、

安達地区9筆7, 866㎡、合計71筆70, 710㎡の計画内容でございます。

議案書19ページから26ページにかけてご覧願います。

番号1から番号13につきましては、譲受人は新規就農のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書27ページから28ページにかけてご覧願います。

番号14から番号17につきましては、譲受人は経営規模の拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1から17の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第86号、番号1から番号17について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第86号、番号1から番号

17については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

の除斥を解きます。

( 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第87号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書31ページをご覧ください。

議案第87号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第85号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1がとの間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第87号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第87号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時01分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年11月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 武藤 善朗

署名委員 佐藤 勝則